

## 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の改正について（お知らせ）

標記の件につきまして、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の公布に基づき、下記のとおり改正が行われますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額の改正について（令和5年4月1日施行）

令和5年4月1日以降の出産について、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額が、次のとおり引き上げられます。

##### ◆**産科医療補償制度の対象となる場合**

※産科医療補償制度に加入する医療機関等で、在胎週数22週以後に出産した場合

<現行>

<改正後>

42万円（40.8万円＋加算額1.2万円） ⇒ **50万円**（48.8万円＋加算額1.2万円）

※加算額…在胎週数22週以後の出産に対する産科医療補償制度の掛金相当額

##### ◇**産科医療補償制度の対象とならない場合**

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合

※在胎週数22週未満で出産した場合

<現行>

<改正後>

40万8千円

⇒ **48万8千円**

※出産育児一時金、家族出産育児一時金の支給対象…妊娠4か月（85日）以上の出産（死産、流産も含む）

※産科医療補償制度…公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として創設された制度

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/outline/purpose.html>

〔お問い合わせ先〕

大阪薬業健康保険組合 現金給付課 Tel.06-6941-5005  
神戸支部 Tel.078-221-6100  
京都支部 Tel.075-801-2905